令和７年２月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和７年２月２５日

令和７年２月総会議事録

開会期日	令和７年２月２５日（火）
開催場所	泉井交流体験エリア 交流体験館 ホールＡ
開議及び宣言者 閉議及び宣言者	午後２時４６分　会長（議長）金子茂雄 午後３時３８分　会長（議長）金子茂雄
議長	会長　金子茂雄

農業委員応招状況

1	―	欠員	6	根岸郁子	出席
2	石井利幸	出席	7	金井幸雄	出席
3	小鷹隆石	出席	8	戸口英子	出席
4	小林三千雄	出席	9	中原哲彦	出席
5	飯島千春	出席	10	金子茂雄	出席

農地利用最適化推進委員出席状況

1	畑誠	出席	4	宮崎広幸	出席
2	保積幸明	出席	5	吉岡只正	出席
3	小久保光男	出席	6	田島健一	出席

議題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件 意見の決定について
傍聴者数	なし

参与

●事務局出席者
・吉澤祐一　事務局長
・馬場紫野　担当

●議案説明員
・鈴木翔　農林業政策担当主事

〔開会の宣言〕午後２時４６分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は９名、農地利用最適化推進委員は６名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和７年２月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

〔議事日程の報告〕

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

〔議事録署名委員の指名〕

◎金子会長

日程第１、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、４番・小林三千雄委員、５番・飯島千春委員を指名いたします。

お願いいたします。

〔会期の決定〕

◎金子会長

日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日１日限りとしたいと思います。ご異議はございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

〔諸般の報告〕

◎金子会長

日程第３、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

１月８日及び２月４日に常設審議委員会が開催されましたので、理事としてＷＥＢにより出席いたしました。また、１月 30 日には農業委員会比企地区協議会の第２回理事会に会長として出席しました。

また、１月 19 日には泉井地区、26 日には石坂１・２地区の地域計画に関する第２回説明会に出席しました。

そのほか、農業委員会会長として会長を務める、鳩山町国保運営協議会に関して、２月 12 日に、「県及び国保連合会との協議会」「理事会」「懇親会」が開催され、翌 13 日には第４回鳩山町国保運営協議会が開催されたほか、２月 20 日には、幹事を務めております、鳩山町地域農業再生協議会の幹事会が開催され、それぞれ出席いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

◎金子会長

ここで、議案第１号の説明を委員として行いたいので、会長職務代理の小鷹委員と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩〔午後２時４９分〕

再開〔午後２時５０分〕

◎小鷹職務代理

再開します。

金子会長に代わりまして、議案第１号の終了まで、私が議事進行を務めさせていただきます。

〔日程第４、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による
許可申請の可否について〕

◎小鷹職務代理

日程第４、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号１を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎担当

朗読します。議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否について。

令和７年１月 17 日受付。

資料番号１、大字大豆戸[redacted]、地目、畑、面積、615 ㎡。譲受人[redacted]。耕作地、63.6a、労働力、1。譲渡人[redacted]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、615 ㎡。

◎小鷹職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金子委員

それでは、議案第１号、資料番号１の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、3,793 ㎡の所有農地と、2,572 ㎡の借入地があり、全ての土地が管理・耕作されております。

本申請地は、以前から譲受人が借り受けて耕作している土地であり、譲渡人は町外在住のため今後の管理が困難であることから、今回の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮﨑委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎宮﨑委員

小用・大豆戸地区担当の宮﨑です。

では、議案第１号、資料番号１の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人は、露地野菜を中心に、精力的に農業に取り組んでおります。

申請地では、譲受人が利用権設定により借り受け、野菜等の作付をしておりましたが、今後は農地を取得して耕作する計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎担当

それでは、議案第１号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金子農業委員から、また宮﨑推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、先ほどご確認いただいたとおりでございます。

本申請につきましては、譲受人が利用権設定により借り受けて耕作をしている農地を取得するための申請でございます。

譲受人は、昨年度の７月にも借入農地を取得しており、所有農地の規模拡大が進んでいる状況でございます。

申請地は現在良好に耕作されている状況であり、農地取得後も引き続き、大根や白菜等の露地野菜を作付する計画と聞いております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

〔なしの声あり〕

◎小鷹職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号１の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎小鷹職務代理

挙手全員です。よって、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号１は許可することに決定いたしました。

◎小鷹職務代理

議案第１号の審議が終了しました。ここで金子会長と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩〔午後２時５５分〕

再開〔午後２時５６分〕

◎金子会長

再開します。

引き続き会議を行います。

〔日程第５、議案第２号、農地法第３条第１項の規定による
許可申請の可否について〕

◎金子会長

日程第５、議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号２を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎担当

朗読の前に、議案第２号から議案第６号につきましては譲受人が同一であり、関連性がございますことを申し添えいたします。

◎担当

朗読します。議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否について。

令和７年１月23日受付。

資料番号２、大字石坂[redacted]、地目、田、面積、1,173㎡。同じく石坂[redacted]、地目、田、面積、825㎡。譲受人[redacted]。耕作地、243.5a、労働力、1。譲渡人[redacted]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、1,998㎡。

◎金子会長

この件につきまして、石坂１・石坂２地区担当の小林農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小林委員

石坂１・石坂２地区担当の小林です。

それでは、議案第２号、資料番号２の農地法第３条第１項の規定に基づく申請につい

て、説明いたします。

譲受人は、21,164 ㎡の所有農地と、1,196 ㎡の借入地があり、全ての土地が管理・耕作されております。

本申請は、規模拡大を進めている譲受人に譲渡人から土地の紹介があり、今回の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の石坂１・石坂２地区担当の田島委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎田島委員

石坂１・石坂２地区担当の田島です。

では、議案第２号、資料番号２の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請地は、石坂地内の農用地区域に位置する農地であり、現在は休耕地となっております。

申請地を含め、周辺農地は田でございますが、畑作もされている土地となっております。

譲受人の耕作においては果樹の栽培が多くを占めており、本申請地においても果樹を作付けする計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎担当

それでは、議案第２号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については小林農業委員から、また田島推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、先ほどご確認いただいたとおりでございます。

申請地は現在休耕地となっている状況でございますが、農地取得後は譲受人による栗等の果樹の作付け予定と聞いております。

本申請地は、畑作のできる土地ではございますが、譲受人からは、今後の状況を見て農地改良を検討していると聞いております。

譲受人は昨年度の６月にも農地法第３条許可により農地を取得しておりますが、今までに取得した農地については、既に植付がされている土地の他、草刈りや耕耘により、果樹の作付けの準備が進められていることを確認しております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

仮登記を設定すると、設定したことが町に通知されるのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎担当

仮登記情報は法務局から定期的に通知されるため、その都度登記事項証明を確認しておりますが、仮登記については、お互いで申請前に契約をしている場合などに設定している場合がございます。今回の議案では、既に譲受人に農地法第５条の許可を条件とした仮登記が設定されておりますが、耕作を目的とした権利移転は農地法第３条の許可が必要でございますので、権利移転後には現在の仮登記が消されるものと思われます。

◎事務局長

仮登記はあくまで仮の登記でございますので、条件に関係なく、農地を農地として権利を移転する場合には、農地法第３条による許可申請をしていただくこととなります。

◎金子会長

そのほかございますか。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号２の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号２は許可することに決定いたしました。

〔日程第６、議案第３号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否について〕

◎金子会長

日程第６、議案第３号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号３を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎担当

朗読します。議案第３号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否について。

令和７年１月23日受付。

資料番号3、大字赤沼[redacted]、地目、畑、面積、903㎡。譲受人[redacted]。耕作地、252.6a、労働力、1。譲渡人[redacted]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、903㎡。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第３号、資料番号３の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、先ほどの議案第２号で審議していただいた内容と、譲受人が同一でございますが、譲渡人が異なることから、別申請となっております。

本申請についても、譲受人が規模拡大をするために農地取得を進めているものでございます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第３号、資料番号３の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請地は、現在、草が伸びている状況でございますが、農地取得後は適正に耕作する計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎担当

それでは、議案第３号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、先ほどご確認いただいたとおりでございます。

本申請は、先ほどの議案第２号と、譲受人が同一のため、資料２ページ申請書別添の所有面積、並びに経営計画書においては、経営面積や経営試算は議案第２号の農地を含めた内容となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第３号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号３の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第３号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号３は許可することに決定いたしました。

〔日程第７、議案第４号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否について〕

◎金子会長

日程第７、議案第４号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号４を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎担当

朗読します。議案第４号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否について。

令和７年１月23日受付。

資料番号4、大字赤沼[redacted]、地目、畑、面積、382㎡。譲受人[redacted]。耕作地、256.4a、労働力、1。譲渡人[redacted]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、382㎡。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第４号、資料番号４の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請についても、先ほどの議案第２号及び議案第３号で審議していただいた内容と、譲受人が同一でございますが、譲渡人が異なることから、別申請となっております。

本申請についても、規模拡大を進めている譲受人へ、利用していない土地の紹介があり、今回の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

意見等は特にございません。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎担当

それでは、議案第４号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員からいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、先ほどご確認いただいたとおりでございます。

なお、本申請におきましても、資料２ページ申請書別添の所有面積、並びに経営計画書においては、経営面積や経営試算は議案第２号及び第３号の農地を含めた内容となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎中原委員

はい。

◎金子会長

中原委員。

◎中原委員

先ほど現地を確認しましたが、高く盛土がされておりました。この状態で許可をしてよいのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎担当

本申請地は砂利の入った土地でしたので、今後耕作ができるように砂利を取り除く等の対応について申請者に話をしておりましたが、結果的に現況高を超える盛土がされてしまった状況でございます。資料８ページの公図を見ていただくと、申請地の[redacted]の土地がございますが、こちらは本申請人の譲受人が所有する雑種地でございまして、盛土の件について話をしたところ、申請者からは、雑種地に土をどかすという話がございました。

本申請に対する許可についてですが、条件付き許可という扱いとして、次回の定例総会までに改善してもらい、総会前の農地パトロールで委員のみなさまに現地を確認していただくといった対応もご検討いただければと思います。

◎事務局長

土の移動に関しては、「鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例」がございまして、300 ㎡以上の移動では手続が必要となりますが、面積が小さい場合は 2mの高さを越えなければ手続の対象にはならないということもございますので、[redacted]への移動であれば問題ないと考えております。

◎小林委員

はい。

◎金子会長

小林委員。

◎小林委員

申請の許可前に農地へ手を加えても問題ないのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎事務局長

一部分のみ覆土をして平らに耕作しやすくする等の内容は、農地管理として柔軟に対応しておりますが、今回は砂利が入っていた部分の改善を図った結果、土の搬入で違反状態となってしまった状況ですので、まずは違反を是正し、それから取得していただくことで進められればと考えております。

◎金子会長

そのほかございますか。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第４号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号４の採決を行います。

本申請に対し、条件付きで許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第４号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号４は条件付きで許可とすることに決定いたしました。

〔日程第８、議案第５号、農地法第３条第１項の規定による
許可申請の可否について〕

◎金子会長

日程第８、議案第５号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号５を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎担当

朗読の前に、議案に一部修正がございます。議案第５号の地目は田ではなく畑の誤りですので、恐れ入りますが、修正をお願いいたします。

それでは朗読します。議案第５号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否について。

令和７年１月23日受付。

資料番号5、大字赤沼[redacted]、地目、畑、面積、327㎡。譲受人[redacted]。耕作地、259.7a、労働力、1。譲渡人[redacted]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、327㎡。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第５号、資料番号５の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請についても、先ほどの議案第２号から第４号で審議していただいた内容と、譲受人が同一でございますが、譲渡人が異なることから、別申請となっております。

譲渡人は町外在住であり、今後の管理が困難であることから、規模拡大を進める譲受人へ権利を移転するため、今回の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

意見等は特にございません。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎担当

それでは、議案第５号の補足説明をさせていただきます。

はじめに、資料に一部修正がございます。

先ほどの朗読でも地目を修正させていただきましたが、同様に資料番号５の１枚目、２「許可を受けようとする土地の所在等」の地目は田ではなく畑でございますので、恐れ入りますが、修正をお願いいたします。

それでは、補足説明いたします。

事業説明については石井農業委員からいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、先ほどご確認いただいたとおりでございます。

本申請地は畑でございますが、栗等の果樹を作付けする計画であり、今後の状況によって農地改良を検討していると聞いております。

なお、本申請におきましても、資料２ページ申請書別添の所有面積、並びに経営計画書においては、経営面積や経営試算は議案第２号から第４号の農地を含めた内容となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

申請書の原本修正はどのように対応するのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎担当

許可書をお渡しする前に、申請者に修正いただくか、申請者の了解を得た場合には事務局で修正対応いたします。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第５号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号５の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第５号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号５は許可することに決定いたしました。

〔日程第９、議案第６号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否について〕

◎金子会長

日程第９、議案第６号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての

資料番号６を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎担当

朗読します。議案第６号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否について。

令和７年１月23日受付。

資料番号6、大字石坂[redacted]、地目、畑、面積、87㎡。譲受人[redacted]。耕作地、260.5a、労働力、1。譲渡人[redacted]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、87㎡。

◎金子会長

この件につきまして、石坂１・石坂２地区担当の小林農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小林委員

石坂１・石坂２地区担当の小林です。

それでは、議案第６号、資料番号６の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、先ほどの議案第２号から第５号で審議していただいた内容と、譲受人が同一でございますが、譲渡人が異なることから、別申請となっております。

本申請に関しましても、規模拡大を進めている譲受人が農地取得を希望したことから、今回の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の石坂１・石坂２地区担当の田島委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎田島委員

石坂１・石坂２地区担当の田島です。

意見等は特にございません。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎担当

それでは、議案第６号の補足説明をさせていただきます。

はじめに、資料に一部修正がございます。

資料番号６の２ページ目、所有自作地の田と畑の内訳でございますが、先ほどの資料番号５の地目の修正に合わせ、田は 10,614 ㎡ではなく 10,287 ㎡、畑は 14,160 ㎡ではなく 14,487 ㎡となりますので、恐れ入りますが、修正をお願いいたします。

それでは、補足説明いたします。

事業説明については小林農業委員からいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、先ほどご確認いただいたとおりでございます。

本申請地は小面積ではございますが、譲受人の耕作地の近くに位置しており、農地取得後は、果樹を作付けする計画となっております。

なお、本申請におきましても、資料２ページ申請書別添の所有面積、並びに経営計画書においては、経営面積や経営試算は議案第２号から第５号の農地を含めた内容となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第６号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号６の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第６号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号６は許可することに決定いたしました。

◎金子会長

ここで、追加議案がありますので、資料準備の為暫時休憩といたします。

暫時休憩〔午後３時２６分〕

再開〔午後３時２８分〕

◎金子会長

再開いたします。

〔追加日程第10、議案の追加について〕

◎金子会長

お諮りいたします。只今、お手元に配布のとおり、追加日程第11、議案第７号「地域計画（案）」に対する意見の決定について、を追加議案としてよろしいかお伺いします。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。よって追加日程第11、議案第７号「地域計画（案）」に対する意見の決定について、を追加議案といたします。

ここで、追加議案の説明員について報告いたします。議案第７号についての説明員１名の入室がありますのでご了承願います。

〔追加日程第11、議案第７号「地域計画（案）」に対する意見の決定について〕

◎金子会長

追加日程第11、議案第７号「地域計画（案）」に対する意見の決定についての資料番号７を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

◎担当

説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第19条第６項により、市町村は地域計画を定めるためには、農業委員会の意見を聴くことと規定されておりますことからお諮りするものでございます。

委員の皆様には、令和６年２月から令和７年１月まで、町内８地区での説明会へご出席いただきましたが、地区の皆様のご意見を反映し、各地区の地域計画と目標地図が作成されております。

内容については、この後、産業振興課 農林業政策担当の鈴木主事より説明をしていただく予定です。

◎金子会長

ありがとうございました。なお、この件につきまして、産業振興課 農林業政策担当の鈴木主事より説明をいただきます。よろしくお願いします。

◎鈴木主事

ご説明させていただきます。産業振興課 農林業政策担当 鈴木と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、資料番号７「地域計画（案)」の意見を求めることについて、ご説明申しあげます。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、お忙しい中、各地区において開催いたしました「地域計画等策定に関する説明会」にご出席いただき、ありがとうございました。

既に計画の趣旨や策定の流れ等につきましては、説明会の場にて、事務局からご説明いたしましたので省略させていただきます。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

こちらは、町内８地区の　目標地図を含んだ地域計画（案）でございます。

こちらの資料につきましては、行政区順で「大橋地区」、「奥田・須江・竹本地区」、「泉井地区」、「高野倉地区」、「熊井地区」、「大豆戸・小用地区」、「赤沼・今宿地区」、「石坂一、石坂二地区」の８地区の順で並んでおります。

各地区の地域計画（案）の内容につきましては、各地区で開催いたしました 第２回説明会の時と大きく差異はございませんので、各地区の区域内面積や地域農業の現状及び課題等の記載事項につきましては説明を省略させていただきます。

以上を踏まえまして、事務局で新たに記載した事項についてご説明させていただきます。

記載事項は各地区で大きく差異はございませんので、代表して一つ目の大橋地区の地域計画（案）をご覧ください。

資料２ページの「３.農業者及び区域内の関係者が２の目標を達成するためとるべき必要な措置」内における「以下任意記載事項」をご覧ください。

こちらは、説明会時の資料では空欄となっていましたが、事務局の方で新たに記載させていただきました。

内容としては、各地区の農業を担う者が国・県の補助金を活用して、取組を行う予定がありそうなメニューに関する内容を、⑥を除き①～⑨まで記載させていただきました。

記載内容は必ず取組をしなければならないという必要性はございませんが、農業を担う者が同メニューの国・県の補助事業を新たに申請する際の要件として、各地区での計画に同様の取組内容が記載されている必要がある　という事態が想定されますので、記載がない場合、計画の変更が伴い、申請の手続きに時間を要してしまうため、策定当初から同様の内容を記載いたしました。

続いて、次ページの「４.農業を担う者の一覧」ですが、こちらは目標地図に色を塗る申し出があった　農業者の現状及び10年後の　経営作目や経営面積等を記載しております。

経営面積につきましては、10 年後も現状の経営面積を維持していくという想定で、大幅な面積の増減はしておりません。

こちらに記載した農業者は、次ページＡ３の目標地図に位置付けておりますので、併せてご確認いただくようお願いいたします。

また、別紙でお配りした　農業を担う者各地区一覧という資料をご覧ください。

目標地図に色を塗る申し出があった農業者を一覧にし、各地区の目標地図の色ごとにまとめた資料となっております。

なお、こちらは目標地図に位置付けた農業者の氏名が記載されているため、部外秘の資料となっております。地域計画の公表の際に、氏名の記載は予定しておりませんので、取り扱いにはご注意いただくようお願いいたします。

追加で記載した事項の説明につきましては以上でございます。

また、今後の手続きにつきましては、現在、関係機関である、埼玉中央農業協同組合、公益社団法人埼玉県農林公社にも同様の意見聴取を行っておりますので、意見を取りまとめた後、２週間の公告縦覧期間を設け、３月中に計画の策定をし、令和７年４月以降から運用及び随時見直しを行っていく予定でございます。

以上、簡単ではございますが、今回の地域計画（案）のご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、どなたかご意見がありますか。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

それでは意見がないようですので採決を行います。

議案第７号、「地域計画（案）」に対する意見の決定については、「意見無し」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。議案第７号、「地域計画（案）」に対する意見の決定については、「意見無し」とすることに決定いたしました。

ここで、追加議案の説明員１名の退室がありますのでご了承願います。

〔閉会の宣告〕午後３時３８分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに署名・捺印する。

令和７年３月 25 日

会長　金子英雄

職務代理　小鷹隆広

委員　小林三千雄

委員　飯島千春